

求職活動中の3か月間、 横浜保育室を無料で利用できます。



就労支援被保護世帯等横浜保育室保育料臨時補助金のご案内

◆ 事業の概要

- ・生活保護費受給世帯の方、又は、市民税・県民税が非課税のひとり親世帯（※）の方が、
- ・横浜保育室へ「0～3歳児」を預けて、求職活動する場合に、
- ・保育料（自己負担分）の3か月分（上限）を横浜市が補助します。

◆ 利用方法

(1) 利用を希望する方は、次の必要書類を揃えて、入所申込をした横浜保育室へ、保育料（自己負担分）についての補助金交付の申請（委任）を行います。

① 生活保護費受給世帯の方は、

- ・「支給認定決定通知書【保育】（負担区分『A』の記載があるもの）の写し」
- ・「保護証明書の写し」
- ・横浜保育室が用意している「求職申立書」

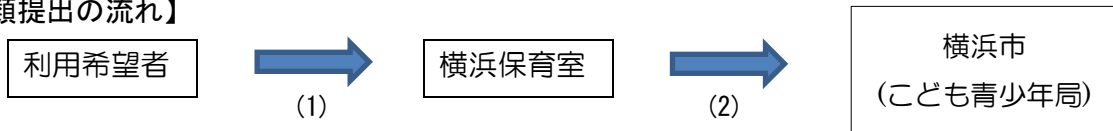
② 非課税のひとり親世帯（※）の方は、

- ・「支給認定決定通知書【保育】（負担区分『B1』の記載があるもの）の写し」
- ・「（親）福祉医療証の写し（又は、戸籍謄本）」
- ・横浜保育室が用意している「求職申立書」

※寡婦(夫)控除のみなし適用(平成27年4月1日～)により、横浜市の子ども・子育て支援新制度の支給認定の負担区分が「B1」となる方も補助の対象です。

(2) 横浜保育室は、必要書類にて対象要件を確認後、横浜市（こども青少年局）に補助金交付の申請をします。

【書類提出の流れ】



◆ 利用条件等

(1) 補助対象期間

横浜保育室に入所した日の翌月（月の初日であるときはその月）から最大3か月間が補助対象です。

（※ただし、1月以降に入所される場合は、会計年度終了の日までとなります。）

- 【例】① 4月1日入所の場合は、「4月1日～6月30日」が補助対象期間
② 4月20日入所の場合は、「5月1日～7月31日」が補助対象期間
③ 2月20日入所の場合は、「3月1日～3月31日（会計年度終了）」が補助対象期間

- ・就職決定後も補助対象期間に変更はありません。継続して入所することができます。
- ・横浜保育室を退所した場合には、その時点で補助対象期間が終了となります。
- ・同年度内で複数の申請はできません。

(2) 補助申請期限

横浜保育室に入所した日から1か月以内です。

（※申請期限内に手続きが必要です。事後の申請はできません。）

- 【例】① 4月1日入所の場合は、「4月30日」まで
② 4月20日入所の場合は、「5月20日」まで
③ 2月20日入所の場合は、「3月20日」まで

◇制度に関する問い合わせ先◇

横浜市こども青少年局保育対策課

電話：671-4221

※横浜保育室の「入所申込方法」や「保育料」等は、直接、施設にお問い合わせください。